

議第4号

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和5年1月24日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長 堀 貴 雄

(提案理由)

- ・学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の規定整備を行うため。

(次頁)

<根拠法令>
教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に
関すること。

十二から二十まで 略

2 略

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の理由

学校教育法施行規則の一部改正に伴い、研修主事を特別支援学校内の研修計画の立案その他の研修に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる主任相当職として新たに位置付ける必要があるため。

2 施行日

令和5年4月1日

3 改正の内容

学校ごとに置く教務主任等に「研修主事」を追加。また、その業務として、研修計画の立案その他の研修に関する事項について連絡調整及び指導助言に当たることとする。(第16条)

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年 月 日

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴雄

岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立特別支援学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十六条の見出し及び同条第一項中「及び保健主事」を「保健主事及び研修主事」に改め、同条第四項中「及び保健主事」を「保健主事及び研修主事」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 研修主事は、研修計画の立案その他の研修に関する事項について連絡調整及び指導助言に当たる。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県立特別支援学校管理規則（昭和二十九年岐阜県教育委員会規則第四号）新旧対照表

目次

略

(新)

第一章から第五章まで 略

第六章 職員組織

第十四条から第十五条まで 略

(教務主任、保健主事及び研修主事)

第十六条 学校に、教務主任、保健主事及び研修主事を置く。ただし、これらの者の担当する校務を整理する主幹教諭を置く学校については、この限りでない。

2及び3 略

4 研修主事は、研修計画の立案その他の研修に関する事項について連絡調整及び指導助言に当たる。

5 教務主任、保健主事及び研修主事は、当該学校の教諭（保健主事にあつては、教諭又は養護教諭）の中から、教育委員会の承認を得て、校長が命ずる。

第十七条から第二十五条の二まで 略

第七章から第十章まで 略

付 則 略

別 表 略

別記第一号様式から第十二号様式まで 略

目次 略

(旧)

第一章から第五章まで 略

第六章 職員組織

第十四条から第十五条まで 略

(教務主任及び保健主事)

第十六条 学校に、教務主任及び保健主事を置く。ただし、これらの者の担当する校務を整理する主幹教諭を置く学校については、この限りでない。

2及び3 略

4 教務主任及び保健主事は、当該学校の教諭（保健主事にあつては、教諭又は養護教諭）の中から、教育委員会の承認を得て、校長が命ずる。

第十七条から第二十五条の二まで 略

第七章から第十章まで 略

付 則 略

別 表 略

別記第一号様式から第十二号様式まで 略

